

# 不法就労防止にご協力ください。

不法就労とは? 不法就労となるのは次の3つの場合です。

## 1. 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

(例)

在留期限の切れた人や退去強制されることが既に決まっている人が働く

## 2. 就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

(例)

観光等の短期滞在目的で入国した人や留学生等が許可を受けずに働く

## 3. 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

(例)

外国料理のコックや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く



**注意**

**事業主も処罰の対象となります!!**

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「**不法就労助長罪**」  
⇒ **3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金**
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主  
⇒ **退去強制の対象**
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人  
⇒ **30万円以下の罰金**

外国人を雇用する際には**在留カードの記載事項**を確認してください!



警察庁

**HP** 北海道警察